

和船・カヌー活動実施について

1 和船・カヌー活動の実施にあたって

和船・カヌー活動の実施にあたっては、「安全第一」を旨とし、以下のことについて留意するものとする。

和船・カヌー活動実施の可否及び活動範囲は、担当者と和船ボランティアが相談し、校長が判断する。校長が不在の場合は教頭がこれを行う。

なお、和船・カヌー活動中止の判断基準は以下の場合とする。

- ① 局地的な突風がある場合
- ② 台風の接近や暴風雨警報の発令が予想される場合
- ③ 強風波浪警報が発令されている場合
- ④ 雷の発生する恐れがある場合
- ⑤ 栈橋での乗降が危険な場合
- ⑥ 濃霧で見通しの悪い場合
- ⑦ その他和船・カヌー活動が不可能と特に校長が判断した場合
- ⑧ 大雨・強風・波浪・強風波浪・雷の各注意報が発令されている場合は、担当者・ボランティア・校長が協議して判断する。

2 和船・カヌー活動実施上の安全対策について

以下の方法により、職員は常時気象状況の把握に努める。

- (1) 新聞・テレビ・インターネットで当日の気象状況を把握する。(正午に出ている予報)
 - ① 天気予報 (浜松市北区細江町気賀のピンポイント予報を基本とする。)
 - ② 波予測 ③ 警報・注意報 ④ 天気図 ⑤ 衛星画像 ⑥ 風速・風向
 - ⑦ 雨雲の動き
- (2) 栈橋から実際に目で確認する。
- (3) 和船ボランティアの方の意見を聞く。
- (4) 校長が最終判断をする。(やむを得ない場合は教頭)
- (5) (1)~(4)を記録として残し、ファイルに保存する。

3 活動前に確認・準備しておくもの

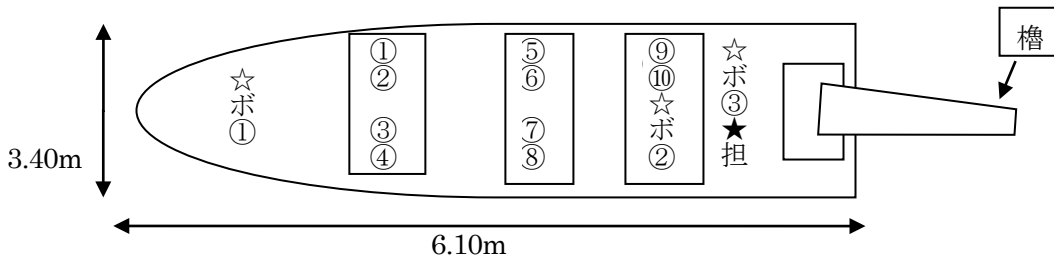
- (1) 活動者名簿 (だれが、何の活動に参加しているのか、分かるもの)
※和船・救助艇・職員室 1部ずつ
- (2) ライフジャケット、濡れてもよい運動靴、帽子
- (3) 服装の装着状況の確認

- (4) 無線（職員室（本部）、和船、救助艇）各1台
- (5) 救命浮輪(和船、救助艇) 各1個
- (6) 救助医療セット、AED等

4 和船とカヌーについて

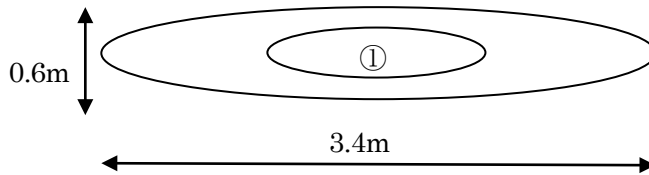
- (1) 和船（1艇）搭載人員20人（12歳未満は3人で2人とする。）

★教師 ☆ボランティア3人



令和2年6月30日（火）から令和3年3月31日（水）まで三ヶ日青年の家より借用
1年ごとの更新とする。所有者は静岡県となっている。

- (2) カヌー(18艇)1人乗り



5 活動中の配慮事項

- (1) 和船には職員一人と和船ボランティアの2人以上が乗り込まなければならない。
- (2) 参加児童の確認は、人数だけでなく、名簿と照らし合わせて確認する。
- (3) 救助艇は、活動開始から終了までの間、救助体制をしく。
(カヌー担当者は事前に救助艇に、活動するコースを知らせておく。)
- (4) 緊急事態発生時には、和船、救助艇及び職員室（本部）へ速やかに無線で連絡する。連絡後の動きについては別紙の緊急事態救助体制に従う。
- (5) 緊急事態以外の用件（船酔い及びトイレ）で救助艇を要請する場合は、救助艇に連絡し指示に従う。
- (6) 無線で連絡を取り合う。

6 救助艇が和船をえい航する場合

- (1) 和船から救助艇に全員を乗せる。
- (2) 全員が一度に乗ることができない場合には、ピストン輸送する。
- (3) だれも乗っていない和船をえい航する。

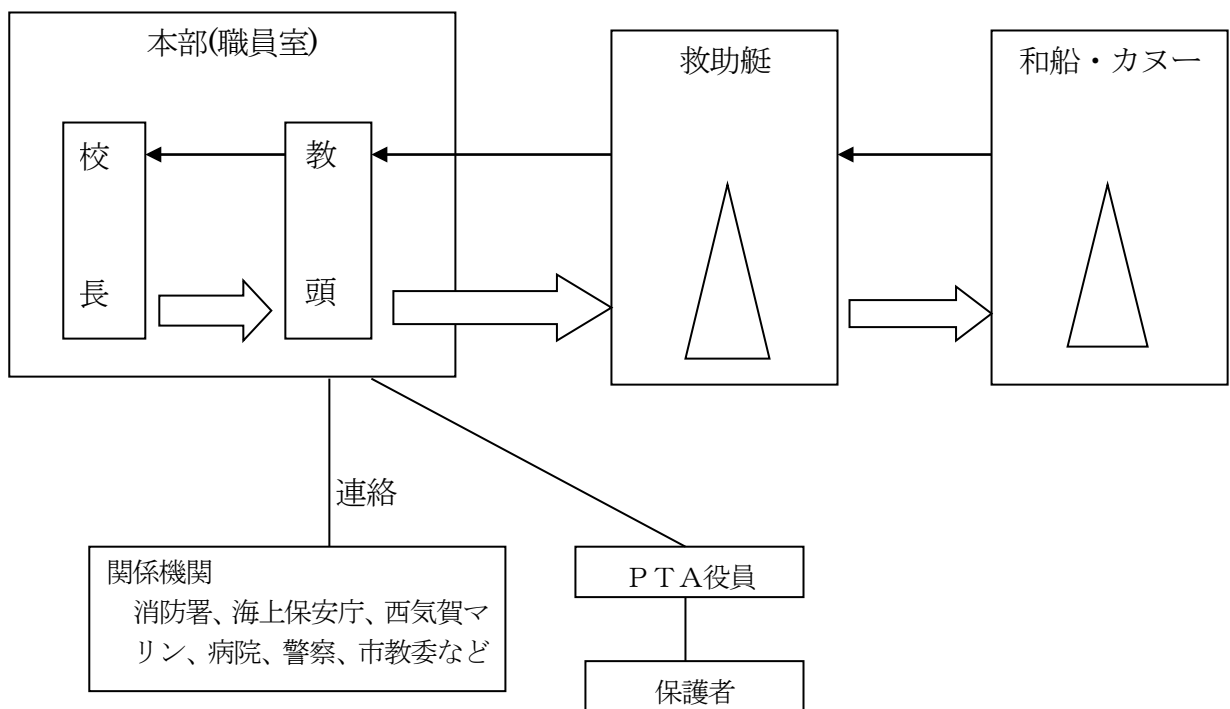
7 今後の取り組み

- (1) 教員の安全管理徹底と児童への安全な指導（命にかかわる危機意識）と、どういふ場合にどう対処するか(教員、児童)の研修及び訓練の実施。
- (2) 地域・保護者へ本校の安全対策についてお知らせする。
- (3) 船の活動を取り入れている小中学校の事例を研究する。
- (4) 和船・カヌーが転覆した時(海に落ちた時)の対処練習の実施。
- (5) 職員の和船・カヌー体験研修（救助の仕方を含む）の実施。
- (6) ボランティア保険に加入する。
- (7) 必要に応じてこの「安全管理の手引き」は見直すものとする。

8 緊急時の指揮系統

和船・カヌー活動の緊急事態救助体制（※校内の緊急体制に準ずる）

○指揮系統(← 報告、→ 指示)



(参考：国立若狭湾少年自然の家の資料)

和船、カヌー体験の基本的な考え方

- 和船の定員・・・20人（子供18人 大人2～3人が適当）
※12歳未満は3人で大人2人分と計算する
- 担任は和船に乗る
- 救助艇を出す
- ◎和船・カヌーの指導者は担任以外に4人（カヌー指導者1人、救助艇1人、和船2人）が必要。

「海の活動」無線交信マニュアル

1 保有無線機(3台)

- ・ 西気賀1 (識別呼称：本 部) <運用場所：職員室または湖岸>
- ・ 西気賀2 (識別呼称：和 船) <運用場所：和船>
- ・ 西気賀3 (識別呼称：救助艇) <運用場所：救助艇>

2 無線通信の原則

- ・ 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- ・ 無線通信に使用する用語は、できるだけ簡潔でなければならない。
- ・ 無線通信を行うときは、自局の識別呼称を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- ・ 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、直ちに訂正しなければならない。

3 無線機の運用について

(1) 乗船担当者は、職員室常備の無線機を受け取る。

① 電源を入れる。

※活動中は、無線機の電源を入れたままにする。

(電源ボタンを長押し約0.5秒を行う。電源を切るときは、再度長押し約1秒を行う。)

② 交信チャンネルを1に合わせる。

(混信等がある場合は、三者で相談してチャンネルを変更する。)

③ 音量調節つまみを中央まで回す。(聞きにくい場合は、つまみを回して調節する。)

④ 通話をするときは、通話スイッチ(本体左横)を押しながらマイクロフォンに向かって話す。(なるべく口を近づけて話す)

(2) 本部、和船乗船者、救助艇乗船担当者は、乗船前に交信テストを行う。

※本部は、開始時に、各船艇(和船、救助艇)に交信し、無線機の状況を確認する。

<呼び出し>

「和船(救助艇)へ。こちら本部です。感度ありましたら応答願います。どうぞ。」

<応答>

「こちら和船(救助艇)です。感度良好です。どうぞ。」

「こちら和船(救助艇)です。感度不良のため場所を移動して通信願います。どうぞ。」等

<通信の終了>

「どうぞ」または「了解」

※通信を相手に渡す時は、「どうぞ」または「了解」

(3) 出航後は、活動の状況を通信する。

① 和船担当者は、本日の活動の概要を報告する。

(例) 和船「和船より、本部・救助艇へ。本日は、〇〇方面に向かいます。なお、到着時刻は〇時〇分の予定です。」

本部「こちら本部、了解」

監視艇「こちら救助艇、了解」

② 救助艇は、和船と連絡を取り合いながら、救援体制をとる。

※監視艇は、カヌーの活動を監視しながら、和船からの通報に備える。

③ 救助艇は、適宜、カヌーの活動状況について、本部に報告する。

④ 和船担当者は、本部・救助艇へ帰着予定時刻を報告する。

(例) 和船「和船より、本部・救助艇へ。本日の棧橋帰着時刻は〇時〇分の予定です。」

本部「こちら本部、了解」

監視艇「こちら救助艇、了解」

⑤ 和船担当者は、棧橋に帰着したら本部・救助艇へ報告する。

(例) 和船「和船より、本部・救助艇へ。ただいま和船が棧橋に到着しました。」

本部「こちら本部、了解」

監視艇「こちら救助艇、了解」

<全員が退船を完了したら>

(例) 和船「和船より、本部・救助艇へ。ただいま本日の和船の活動が終了しました。」

本部「こちら本部、了解」

監視艇「こちら救助艇、了解」

⑥ 救助艇は、カヌーの全船が棧橋からあがったところで本部へ終了を報告する。

(例) 救助艇「救助艇より、本部へ。本日のカヌー活動が終了しました。」

本部「こちら本部、了解」

※救助艇は、和船・カヌーの活動終了を確認したら、接岸する。

(4) 活動終了後、無線機を職員室へ返却する。

※無線機の電源を切る。(電源スイッチ長押し約1秒を行う。)